

静岡県告示第904号

農林水産大臣から、次のとおり指定施業要件変更の予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定により告示する。

令和3年12月14日

静岡県知事 川勝平太

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和52年12月19日農林省告示第1280号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁、西部農林事務所天竜農林局及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）